

防府市国民健康保険特定健康診査・特定保健指導実施要綱

平成20年3月31日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）及び防府市国民健康保険条例（昭和44年防府市条例第30号）に基づき実施する、特定健康診査（糖尿病その他の政令で定める生活習慣病に関する健康診査をいう。以下同じ。）及び特定保健指導（特定健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある者として厚生労働省令で定めるものに対し、保健指導に関する専門的知識及び技術を有する者として厚生労働省令で定めるものが行う保健指導をいう。以下同じ。）について必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 特定健康診査及び特定保健指導の実施主体は、防府市とする。

(実施機関)

第3条 特定健康診査は、市長が委託契約を締結した健診機関で実施する。

2 特定保健指導は、防府市で実施するか又は市長が委託契約を締結した保健指導機関で実施する。

(事業内容)

第4条 事業の内容は、厚生労働省令「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」に基づき、別表のとおりとする。

(対象者)

第5条 特定健康診査の対象者は、防府市国民健康保険の被保険者のうち、特定健康診査の実施年度中に40歳から75歳となる者（75歳未満の者に限る。）とする。ただし、特定健康診査の除外対象として厚生労働省告示で定める者及び防府市国民健康保険人間ドック利用規則（平成7年防府市規則第19号）による人間ドックを受診した者は除くものとする。

2 特定保健指導の対象者は、防府市国民健康保険の被保険者のうち、特定健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある者として厚生労働省令で定める者とする。

(手続き)

第6条 特定健康診査の対象者に対しては、特定健康診査受診券を交付するものとし、特定健康診査を受診しようとする対象者は、実施機関に防府市国民健康保険被保険者証を提示し、特定健康診査受診券を提出しなければならない。

2 特定保健指導の対象者に対しては、特定保健指導利用券を交付するものとし、特定保健指導を利用しようとする対象者は、実施機関に防府市国民健康保険被保険者証を提示し、特定保健指導利用券を提出しなければならない。

(実施期間)

第7条 特定健康診査の実施期間は、別に定める期間とする。

2 特定保健指導の実施期間は、前項の実施期間内に実施した特定健康診査の結果に基づく指導を行う対象者に限り、当該指導の終了（実績評価を行う完了のみならず、脱落や資格喪失による途中終了も含む）する日までとする。なお、特定保健指導の受付期間は、別に定める期間とする。

(実施回数)

第8条 特定健康診査及び特定保健指導の実施は、一年度間につきそれぞれ1回を限度とする。

(費用)

第9条 特定健康診査及び特定保健指導に要する費用は、市長が別に定める額とする。

(費用の負担)

第10条 特定健康診査の受診に要する費用は、保険者が全額負担し、特定健康診査を受診した者の負担はないものとする。

2 特定保健指導に要する費用は、保険者が全額負担し、特定保健指導を利用した者の負担はないものとする。

(費用の請求、支払)

第11条 特定健康診査及び特定保健指導を受託した健診・保健指導機関は、費用を請求しようとするときは、それぞれ遅滞なくその結果をとりまとめ、第9条の費用のうち前条の一部負担分を差し引いた金額（以下「請求額」という。）を、防府市の委託を受けて決済を代行する機関（以下「代行機関」と

いう。)に請求するものとする。なお、結果のとりまとめ及び代行機関への請求は、厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく電子データとして作成し、作成した電子データを収録した電子媒体(FD、MO、若しくはCD-R)により行うものとする。

- 2 市長は、前項の請求があった場合は、その内容を点検し、適当と認めるときは、健診・保健指導機関に代行機関を通じて請求額を支払うものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず市長が特に必要と認める場合は、代行機関を通さず、防府市国民健康保険特定健康診査・特定保健指導請求書(別記様式)により直接防府市に費用を請求することができる。
4. 前項においては、市長はその内容を点検し適当と認めるときは、防府市から直接支払いを行うことができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行日以前に実施された特定健康診査の結果により対象となった特定保健指導を利用した場合に負担すべき費用については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

別表（第4条関係）

健診等内容表

区分		内容		
特定健康診査※	基本的な健診の項目	既往歴の調査 (服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む)		
		自覚症状及び他覚症状の検査		
		身体計測	身長	
			体重	
			腹囲	
			BMI	
		血圧	収縮期血圧	
			拡張期血圧	
		血中脂質検査	中性脂肪	
			HDL-コレステロール	
	LDL-コレステロール			
	肝機能検査	GOT		
		GPT		
		γ-GTP		
	血糖検査 (いずれかの項目の実施で可)	空腹時血糖		
		ヘモグロビンA1c		
	尿検査	糖		
蛋白				
詳細な健診の項目 (医師の判断による追加項目)※	眼底検査			
追加健診の項目	貧血検査	赤血球数		
		血色素量		
		ヘマトクリット値		
	心電図検査			
	血清アルブミン			
血清クレアチニン				
特定保健指導	動機付け支援	標準的な健診・保健指導プログラム第3編第3章3-4「動機付け支援」に定められた内容		
	積極的支援	初回時面接の形態	標準的な健診・保健指導プログラム第3編第3章3-4「積極的支援」に定められた内容	
		3ヶ月以上の継続的な支援		実施ポイント数
				主な実施形態
終了時評価の形態				

- ※ 特定健康診査の結果を受診者に通知する際には、結果内容に合わせた、実施基準第3条に基づく必要な情報を提供するものとする。
- ※ 血糖検査において、健診実施前に食事を摂取している等により空腹時血糖が測定できない場合はヘモグロビンA1cを測定すること。
- ※ 詳細な健診の項目（医師の判断による追加項目）を実施する場合は、受診者に十分な説明を行うと共に、防府市に送付する結果データにおいてその理由を詳述することとする。
- ※ 生理中の女性に対する尿検査については、検査不能として実施を行わない場合も認めるものの、その他の項目については全て実施すること。実施されなかった場合は完全に実施するまで何度も実施するか、未実施扱いとする（この場合防府市から健診・保健指導機関に委託費用は支払われない）。